

第33回標茶町農業委員会総会会議録

開催年月日 平成28年12月26日(月曜日)

開催場所 標茶町役場議場

○議事日程

- | | | |
|-----|---|-----|
| 第1 | 会議録署名委員の指名について | |
| 第2 | 会期決定について | |
| 第3 | 会務報告 | |
| 第4 | 報告第98号 農用地の賃貸借に係る合意解約について | 11件 |
| 第5 | 報告第99号 農用地利用関係調整・あっせん申出に係る
あっせん委員の指名について | 5件 |
| 第6 | 報告第100号 農用地譲渡申出に係るあっせん結果について | 4件 |
| 第7 | 議案第153号 現況証明願について | 2件 |
| 第8 | 議案第154号 農業振興地域整備計画の変更について | 1件 |
| 第9 | 議案第155号 農地法第3条の規定による許可申請について | 6件 |
| 第10 | 議案第156号 農地法第5条の規定による許可申請について | 1件 |
| 第11 | 議案第157号 農用地の買入協議に係る要請について | 1件 |
| 第12 | 議案第158号 農用地利用集積計画の作成の要請について | 17件 |

○出席委員(14名)

- | | | |
|-------------|-------------|-------------|
| 1番 橘 澄子 君 | 2番 熊谷 英二 君 | 3番 甲斐やす子 君 |
| 4番 高松 俊男 君 | 5番 阿部 康徳 君 | 7番 笛木 眞一 君 |
| 8番 佐藤 肇 君 | 9番 武藤 利勝 君 | 11番 佐藤 徳市 君 |
| 12番 澁谷 洋 君 | 13番 山本 志伸 君 | 14番 嶋中 勝 君 |
| 15番 鈴木 義次 君 | 16番 佐瀬日出夫 君 | |

○議事参与の制限を受けた委員(0名)

○欠席委員(2名)

- | | |
|------------|-------------|
| 6番 高橋 政寿 君 | 10番 大泉 義明 君 |
|------------|-------------|

○その他出席者

- | | |
|--------------|-------------|
| 事務局長 村山 裕次 君 | 振興係長 若松 務 君 |
| 主 任 高橋 望 君 | 主 事 湊谷 省吾 君 |

(会長 佐瀬日出夫君、議長席に着く。)

◎開会の宣告

○会長（佐瀬日出夫君） 只今から第33回標茶町農業委員会総会を開会致します。

只今の出席委員は14名、欠席2名であります。

よって、農業委員会等に関する法律第27条第3項の規定による定足数に達しておりますので、本総会は成立致しました。

(午前10時27分開会)

◎開会の宣告

○会長（佐瀬日出夫君） 直ちに会議を開きます。

◎会議録署名委員の指名

○会長（佐瀬日出夫君） 日程第1。会議録署名委員の指名を行います。

会議録署名委員は、会議規則第82条の規定により、

1番・橋 君 2番・熊谷君

を指名致します。

◎会期の決定について

○会長（佐瀬日出夫君） 日程第2。会期決定を議題と致します。

第33回標茶町農業委員会総会の会期は本日1日限りと致したいと思えます。

これにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○会長（佐瀬日出夫君） ご異議ないものと認めます。

よって、本総会の会期は本日1日と決定致しました。

◎会務報告

○会長（佐瀬日出夫君） 日程第3。会務報告を行います。

会務報告は印刷配布のとおりであります。

◎報告第98号

○会長（佐瀬日出夫君） 日程第4。報告第98号、農用地の賃貸借に係る合意解約について、内容11件を議題と致します。

お諮り致します。

番号1から番号11まで内容11件について、審議の都合上一括議題に供したいと思えます。

これにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○会長（佐瀬日出夫君） ご異議ないものと認めます。

よって、番号1から番号11まで内容11件を一括議題と致します。

事務局より内容説明させます。

振興係若松君。

○振興係（若松 務君） はい。

報告第98号についてご説明させていただきます。

農用地の賃貸借に係る合意解約について、農地法第18条第6項の規定による合意解約の通知があったので報告するものであります。

合意解約の通知があった土地の表示、別紙のとおり11件であります。

番号1。

賃貸人、[REDACTED]、[REDACTED]さん。

賃借人、[REDACTED]、[REDACTED]さん。

土地の表示、字虹別693-27の内。

地目、登記簿、現況共に畑。

面積、3,633㎡外1筆、合計の面積が10,229㎡。

設定内容は、賃貸借。

契約年月日は、平成19年7月31日。

契約期間は、平成19年7月31日から平成29年11月30日まで。

賃貸借の解約が合意された年月日は、平成28年11月16日であります。

なお番号2から番号11まで設定内容について番号1と同じでありますので、説明を省略させていただきます。

番号2。

賃貸人、[REDACTED]、[REDACTED]さん。

賃借人、[REDACTED]、[REDACTED]さん。

土地の表示、字虹別原野456-3。

地目、登記簿、現況共に畑。

面積、49,313㎡。

契約年月日は、平成22年11月1日。

契約期間は、平成22年11月1日から平成32年10月31日まで。

賃貸借の解約が合意された年月日は、平成28年11月16日であります。

番号3。

賃貸人、[REDACTED]、[REDACTED]さん。

賃借人、[REDACTED]、[REDACTED]さん。

土地の表示、字オソツベツ110-8。

地目、登記簿、現況共に畑。

面積、151㎡外3筆、合計の面積が163,369㎡。

契約年月日は、平成27年11月25日。

契約期間は、平成27年11月25日から平成32年11月24日まで。

賃貸借の解約が合意された年月日は、平成28年11月17日。

番号4。

賃貸人、[REDACTED]、[REDACTED]さん。

賃借人、[REDACTED]、[REDACTED]さん。

土地の表示、字虹別原野59-1。

地目、登記簿、現況共に畑。

面積、48,657㎡。

契約年月日は、平成21年7月5日。

契約期間は、平成21年7月5日から平成31年7月4日まで。

賃貸借の解約が合意された年月日は、平成28年11月21日であります。

なお番号5、番号6につきまして賃借人、賃貸借の解約が合意された年月日が番号4と同じでありますので、説明を省略させていただきます。

番号5。

賃貸人、[REDACTED]、[REDACTED]さん。

土地の表示、字虹別388-1。

地目、登記簿、現況共に畑。

面積、48,948㎡。

契約年月日は、平成21年7月5日。

契約期間は、平成21年7月5日から平成31年7月4日まで。

番号6。

賃貸人、[REDACTED]、[REDACTED]さん。

土地の表示、字虹別原野61線136-1。

地目、登記簿、現況共に畑。

面積、35,783㎡外6筆、合計の面積が98,652㎡。

契約年月日は、平成24年6月4日。

契約期間は、平成24年6月4日から平成34年6月3日まで。

番号7。

賃貸人、[REDACTED]、[REDACTED]さん。

賃借人、[REDACTED]、[REDACTED]さん。

土地の表示、字熊牛原野18線西12-1。

地目、登記簿、現況共に畑。

面積、25,599㎡外6筆、合計の面積が48,389㎡。

契約年月日は、平成25年5月23日。

契約期間は、平成25年5月23日から平成30年5月22日まで。

賃貸借の解約が合意された年月日は、平成28年11月29日であります。

番号8。

賃貸人、[REDACTED]、[REDACTED]さん。

賃借人、[REDACTED]、[REDACTED]さん。

土地の表示、字虹別原野412-1。

地目、登記簿、現況共に畑。

面積、32,808㎡外2筆、合計の面積が59,785㎡。

契約年月日は、平成28年4月28日。

契約期間は、平成28年4月28日から平成38年4月27日まで。

賃貸借の解約が合意された年月日は、平成28年11月30日であります。

なお番号9につきまして、賃借人、設定内容、賃貸借の解約が合意された年月日が番号8と同じでありますので説明を省略させていただきます。

番号9。

賃貸人、[REDACTED]、[REDACTED]さん。

土地の表示、字虹別原野706-1の内。

地目、登記簿、現況共に畑。

面積、80,000㎡。

契約年月日は、平成26年6月4日。

契約期間は、平成26年6月4日から平成36年6月3日まで。

番号10。

賃貸人、[redacted]、[redacted]さん他[redacted]名。

賃借人、[redacted]、[redacted]さん。

土地の表示、字中チャンベツ原野北1線49-1の内。

地目、登記簿、現況共に畑。

面積、163㎡外1筆、合計の面積が17,100㎡。

契約年月日は、平成23年11月24日。

契約期間は、平成23年11月24日から平成28年11月23日まで。

賃貸借の解約が合意された年月日は、平成28年12月2日。

番号11。

賃貸人、[redacted]、[redacted]さん。

賃借人、[redacted]、[redacted]さん。

土地の表示、字阿歴内原野南7線156-2の内。

地目、登記簿、現況共に畑。

面積、27,000㎡外3筆、合計の面積が50,000㎡。

契約年月日は、平成28年6月1日。

契約期間は、平成28年6月1日から平成29年5月31日まで。

賃貸借の解約が合意された年月日は、平成28年12月8日であります。

以上です。

○会長（佐瀬日出夫君）以上をもって、番号1から番号11まで内容11件について事務局の説明を終わります。

これより本件に対する質疑を行います。

ご質疑ございませんか。

（「なし」の声あり）

○会長（佐瀬日出夫君）ご質疑ないものと認めます。

これより本件については採決致します。

報告のとおり承認することにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○会長（佐瀬日出夫君）ご異議ないものと認めます。

以上をもって、報告第98号内容11件は報告のとおり承認されました。

◎報告第99号

○会長（佐瀬日出夫君）日程第5。報告第99号、農用地利用関係調整・あっせん申出に係るあっせん委員の指名について、内容5件を議題と致します。

お諮り致します。

番号1から番号5まで内容5件について審議の都合上一括議題に供したいと思います。

これにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○会長（佐瀬日出夫君）ご異議ないものと認めます。

よって、番号1から番号5まで内容5件を一括議題と致します。

事務局より内容説明させます。

農地係長村山君。

○農地係長（村山裕次君） はい。

報告第99号についてご説明させていただきます。

農用地利用関係調整・あっせん申出に係るあっせん委員の指名について、農用地利用関係調整・あっせん申出に係るあっせん委員を次のとおり指名したので報告するものです。

指名したあっせん委員については、別紙のとおり5件となっております。

番号1。

あっせん申出者、XXXXXXXXXX、XXXXXXさん。

申出面積、7.8ha。

指名年月日、平成28年11月10日。

申出の種類、賃貸借。

指名あっせん委員、阿部委員、笛木委員、山本委員、鈴木委員。

番号2。

あっせん申出者、XXXXXXXXXX、XXXXXXさん。

申出面積、4.9ha。

指名年月日、平成28年11月28日。

申出の種類、売買。

指名あっせん委員につきましては、阿部委員、山本委員、鈴木委員。

なお番号3から番号5につきましては申出の種類が、番号2と同じですので以後省略させていただきます。

続いて番号3。

あっせん申出者、XXXXXXXXXX、XXXXXXさん。

申出面積、16.3ha。

指名年月日、平成28年11月29日。

指名あっせん委員、熊谷委員、高松委員、高橋委員、澁谷委員。

番号4。

あっせん申出者、XXXXXXXXXX、XXXXXXさん。

申出面積、5.0ha。

指名年月日、平成28年11月30日。

指名あっせん委員、熊谷委員、甲斐委員、佐藤肇委員、大泉委員。

番号5。

あっせん申出者、XXXXXXXXXX、XXXXXXさん。

申出面積、7.6ha。

指名年月日、平成28年12月1日。

指名あっせん委員、橘委員、甲斐委員、武藤委員、佐藤徳市委員。

以上です。

○会長（佐瀬日出夫君）以上をもって、番号1から番号5まで内容5件について、事務局の説明を終わります。

これより本件に対する質疑を行います。

ご質疑ございませんか。

（「なし」の声あり）

○会長（佐瀬日出夫君） ご質疑ないものと認めます。

これより本件については採決致します。

報告のとおり承認することにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○会長（佐瀬日出夫君） ご異議ないものと認めます。

以上をもって、報告第99号、内容5件は報告のとおり承認されました。

◎報告第100号

○会長（佐瀬日出夫君） 日程第6。報告第100号、農用地譲渡申出に係るあっせん結果について、内容4件を議題と致します。

番号1を議題と致します。

事務局より内容説明させます。

農地係長村山君。

○農地係長（村山裕次君） はい。

報告第100号を説明致します。

農用地譲渡申出に係るあっせん結果について別紙のとおり報告するものです。

別紙のとおり4件となっております。

番号1。

あっせん譲渡申出者、XXXXXXXXXX、XXXXXXXXXXさん。

あっせん委員長、佐藤徳市委員。

あっせん委員、橘委員、甲斐委員、武藤委員。

報告年月日、平成28年11月9日。

譲受人、地番、価格等につきましては下記のとおりとなっております。

当該あっせん案件は、譲渡申出があり上記あっせん委員が指名され、第1回あっせん委員会を開催し土地の価格を算定し譲渡人より了承を得て、第2回あっせん委員会を開催し、農用地の利用関係の調整を実施した結果、公益財団法人北海道農業公社に対し町を経由して買入の要請を行うこととなりましたので、報告致します。

土地の所在、字上チャンベツ原野東2線東1-4。

現況地目、畑。

面積、2,987㎡外24筆で、合計が69,447㎡。

価格は、2,298,000円。

一時貸付予定者は、XXXXXXXXXXさん。

続きまして、土地の所在、字雷別50-1。

現況地目、採放地。

面積、66,518㎡外11筆で、合計の面積は313,955㎡。

価格については、10,675,000円。

一時貸付予定者につきましては、XXXXXXXXXXさん。

この合計筆数については37筆で、合計の面積が383,402㎡。

価格は12,973,000円となっております。

なお番号1につきましては、あっせん委員長である佐藤徳市委員より、結果について報告を願います。

○会長（佐瀬日出夫君） 11番・佐藤徳市君。

○11番（佐藤徳市君） 11番・佐藤。

報告第100号番号1について報告致します。

10月4日にあっせん委員の指名があり、10月17日に橘委員、甲斐委員、武藤委員、私と事務局より村山局長、湊谷主事で現地調査を行い、価格を決定し、あっせん委員長に互選されました私より■■■■さんに価格を提示したところ、譲渡の承諾を得ましたので11月9日に茶安別公民館において、第2回あっせん委員会を開催し、買入希望者を調整したところ、■■■さんと■■■さんに決定しましたが、譲渡人より公益財団法人北海道農業公社による農地保有合理化事業の実施の要望がありましたので、実施に向け町に対し買入協議の要請が必要と判断致します。

詳細については、事務局説明のとおりです。

以上報告終わります。

○会長（佐瀬日出夫君） 以上をもって番号1について事務局の説明、並びににあっせんにあたられました、11番・佐藤徳市君の報告を終わります。

これより本件に対する質疑を行います。

ご質疑ございませんか。

（「あり」の声あり）

○会長（佐瀬日出夫君） 4番・高松君。

○4番（高松 俊男君） このさっき抜いた1-13という土地は、農地だったのでしょうか。

○会長（佐瀬日出夫君） 農地係長村山君。

○農地係長（村山裕次君） はい、当初農地というふうに判断してうちであっせんの中に入れたのですが、航空写真等で確認したらですね、道路、公衆用道路の中に含まれている土地ということで、これについては買う事はできないと判断致しましたので、ここから外させていただいたところです。

○4番（高松俊男君） じゃあこのあっせんの件は全農地を売買されたんですか。

残った農地はない。

○会長（佐瀬日出夫君） 11番・佐藤徳市君。

○11番（佐藤徳市君） 11番・佐藤です。

ただいま申出がありました、全地なんですけれども、価格を付けたのは全地だったんですけれども、湿地帯が残ってしましまして全地という訳にはいかなかったんです。

で、全町にかけたのですけれども、その湿地十何町については売れなかったということで、それは所有者に戻しております。

○4番（高松俊男君） その面積って、何ヘクターくらいだったのでしょうか。

残った面積。

○会長（佐瀬日出夫君） 11番・佐藤徳市君。

○4番（高松 俊男君） おおよそでいいです、すみません。

○会長（佐瀬日出夫君） 農地係長・村山君。

○農地係長（村山裕次君） すみません。ただいま資料をもち合わせていませんので、後ほど答えさせていただきます。

○4番（高松俊男君） なんて言うのでしょうか、農地が売れ残ったと聞いたものですから、この農業委員会の本来のスタイルは、一回あっせんの値段付けたら値下げというのはできないんですよね。あとはその、土地の持っている人が内々で売る感じでしかできないんですよ。

○農地係長（村山裕次君） とりあえず、あっせんを受けた案件について、売れ残ったというか買い手がつかない場合については、そのまま一旦持ち主に戻させていただきますので、出されたあっせんの案件については、その後あっせんじゃなく、例えばそれを売買するのであれば3条という形

にしかない。

○4番(高松俊男君) 公社を通さないでやるスタイル、個人売買という事なんですかね。

あの、確かに、う～ん、これ特例ってないもんですかね。

あの、これから湿地帯とか急傾斜な山の売買が出てくると思うんだけど、あまりにも出ない時には特例で値段を下げるとかは、そういうのは他の町村ではやってないんでしょうか。

○会長(佐瀬日出夫君) 農地係長村山君。

○農地係長(村山裕次君) ちょっとあの、他の町村のやり方というのは全部把握してる訳ではないので、どういうやり方をしてるか分からないのですけれども、今後ですね農地部会とか全体協議会でですね、委員さんに協議して頂いてその一旦値段を付けた土地で、買い手の付かない土地の値段をですね、再度下げる下げないの議論をですねして頂きたいなというふうに思います。

今の段階では、過去のならわしとか慣例では一旦決めた値段については高いからといって下げたという事は過去にはないですね。

ですから、もし今後そういう案件が出てきた時に再度値段の交渉とか、値段の付け方について協議していただきたいと、逆に私の方から皆さんにお願いしたいと思います。

○会長(佐瀬日出夫君) 4番・高松君。

○4番(高松俊男君) 私もですね、今まではこういう事はほとんどなかったんでしょうけれども、これから農業者が減っていく可能性がある中でこういう案件は出てくると思うんですよ。

もし、この会の皆様で売れ残った土地を、もし今までではないけれども特例として弾力的に一部値下げの事ができるのであれば、売る側の人も助かりますし、遊休農地を減らすという意味でも、私、これからこういう事も考えていかなければならないと思います。

これは個人の意見です。終わります。

○会長(佐瀬日出夫君) 他に関連質問ございませんか。

(「あり」の声あり)

○会長(佐瀬日出夫君) 12番・澁谷君。

○12番(澁谷 洋君) 12番・澁谷です。

今の事についてですけど、そのあっせん委員会の時に、その売れ残りの土地を下げるうんぬんよりは、なんて言うんですか、いいとこと悪いとこをひっくるめた中で買い手の人にね、それを取ってもらうというようなことでいいのではないかなと思います。

それと、やちそのものはやっぱりさ、最初からさ、いらぬ所は、いらぬんだわ。

それで、うんと値段を下げて提示するしかないのかな、というふうに今思いました。

以上です。

○会長(佐瀬日出夫君) この件についてはですね、以後の農地部会なり総会なりで検討するという事でよろしいですか。

後はご質疑ございませんか。

(「なし」の声あり)

ご質疑ないものと認めます。

これより本件については採決致します。

報告のとおり承認することにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○会長(佐瀬日出夫君) ご異議ないものと認めます。

よって、番号1については報告のとおり承認されました。

続いて番号2を議題と致します。

事務局より内容説明させます。

農地係湊谷君。

○農地係（湊谷省吾君） はい。

番号2。

あっせん譲渡申出者、XXXXXXXXXX、XXXXXXさん。

あっせん委員長、佐藤徳市委員。

あっせん委員、橘委員、甲斐委員。

報告年月日、平成28年11月9日。

譲受人、地番、価格等については下記のとおりとなっております。

土地の所在、字チャンベツ19-27。

現況地目、採放地。

面積、90,945㎡外8筆、合計面積は182,778㎡。

価格、1,684,000円。

譲受人氏名、XXXXXXさん。

予定資金関係、クイック資金。

続いて、土地の所在、字中チャンベツ原野488-1。

現況地目、畑。

面積、11,026㎡外3筆、合計面積は55,753㎡。

価格、3,210,000円。

譲受人氏名、XXXXXXさん。

予定資金関係、自己資金。

続いて、土地の所在、字中チャンベツ原野南1線9-7。

現況地目、採放地。

面積、13,410㎡外1筆、合計面積19,575㎡。

価格、39,000円。

譲受人氏名、XXXXXXさん。

予定資金関係、自己資金。

合計15筆、合計面積258,106㎡。

合計の価格については4,933,000円となっております。

番号2につきましては、あっせん委員長である佐藤徳市委員より、結果の報告をお願い致します。

○会長（佐瀬日出夫君） 11番・佐藤徳市君。

○11番（佐藤徳市君） 11番・佐藤。

報告第100号番号2について報告致します。

9月7日にXXXXXXさんよりあっせんの申出があり、10月3日に橘委員、甲斐委員、私と事務局より村山局長、湊谷主事で現地調査を行い、価格を決定し、後日事務局よりXXXXXXさんに価格を提示したところ承諾を得たので、11月9日に茶安別公民館において、第2回あっせん委員会を開催し、譲受け希望者を調整したところ、XXXXXXくん、XXXXXXさん、XXXXXXくんに決定致しました。

詳細については、事務局説明のとおりです。

以上報告終わります。

○会長（佐瀬日出夫君） 以上をもって番号2について事務局の説明、並びににあっせんにあたられました、11番・佐藤徳市君の報告を終わります。

これより本件に対する質疑を行います。

ご質疑ございませんか。

(「なし」の声あり)

○会長(佐瀬日出夫君) ご質疑ないものと認めます。

これより本件については採決致します。

報告のとおり承認することにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○会長(佐瀬日出夫君) ご異議ないものと認めます。

よって、番号2については報告のとおり承認されました。

続いて番号3を議題と致します。

事務局より内容説明させます。

農地係湊谷君。

○農地係(湊谷省吾君) はい。

番号3。

あっせん譲渡申出者、XXXXXXXXXX、XXXXXXXXXXさん。

あっせん委員長、澁谷委員。

あっせん委員、熊谷委員、高松委員、高橋委員。

報告年月日、平成28年12月1日。

譲受人、地番、価格等については下記のとおりとなっております。

当該あっせん案件は、譲渡申出があり上記あっせん委員が指名され、第1回あっせん委員会を開催し土地の価格を算定し譲渡人より了承を得て、第2回あっせん委員会を開催し、農用地の利用関係の調整を実施した結果、公益財団法人北海道農業公社が買取り、認定を受けた者の経営が安定するまでの間一時貸付けした後に売渡すこととなりましたので、報告致します。

土地の所在、字オソツベツ110-8。

現況地目、畑。

面積、151㎡外2筆、合計面積は69,824㎡。

価格、3,367,000円。

一時貸付予定者、XXXXXXXXXXさん。

続いて、土地の所在、字オソツベツ113-1。

現況地目、畑。

面積、93,545㎡。

価格、4,599,000円。

一時貸付予定者、XXXXXXXXXXさん。

合計4筆、合計面積につきましては163,369㎡。

価格の合計については7,966,000円となっております。

番号3につきましては、あっせん委員長である澁谷委員より、結果の報告をお願い致します。

○会長(佐瀬日出夫君) 12番・澁谷君。

○12番(澁谷洋君) 12番・澁谷です。

報告第100号番号3について報告致します。

11月29日にあっせん委員の指名があり、12月1日に熊谷委員、高松委員、高橋委員、私と事務局より村山局長、湊谷主事で行っております。

この案件はですね、去年あっせん出まして賃貸でやっていた案件ですけれども、それをまたあっせんに出すということで再び出すということで、現地調査は今年は行っておりません。

12月1日において、第2回あっせん委員会を開催し、借受け希望者を調整したところ、

さんと さんの2名に決定しました。

買受け人の経営の安定を図るため、公益財団法人 北海道農業公社による農地保有合理化事業が必要と認めます。

詳細については、事務局説明のとおりです。

以上で報告終わります。

○会長（佐瀬日出夫君） 以上をもって番号3について事務局の説明、並びににあっせんにあられました、12番・澁谷君の報告を終わります。

これより本件に対する質疑を行います。

ご質疑ございませんか。

（「なし」の声あり）

○会長（佐瀬日出夫君） ご質疑ないものと認めます。

これより本件については採決致します。

報告のとおり承認することにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○会長（佐瀬日出夫君） ご異議ないものと認めます。

よって、番号3については報告のとおり承認されました。

続いて番号4を議題と致します。

事務局より内容説明させます。

農地係湊谷君。

○農地係（湊谷省吾君） はい。

番号4。

あっせん譲渡申出者、
さん。

あっせん委員長、嶋中委員。

あっせん委員、甲斐委員、佐藤肇委員、大泉委員。

報告年月日、平成28年12月12日。

譲受人、地番、価格等については下記のとおりとなっております。

土地の所在、字熊牛原野18線東28。

現況地目、採放地。

面積、48,924㎡。

価格、881,000円。

譲受人氏名、
さん。

予定資金関係、自己資金となっております。

番号4につきましては、あっせん委員長である嶋中委員より、結果の報告をお願い致します。

○会長（佐瀬日出夫君） 14番・嶋中君。

○14番（嶋中 勝君） 14番・嶋中。

報告第100号番号4について報告致します。

12月12日に甲斐委員、佐藤肇委員、大泉委員、私と事務局より村山局長、湊谷主事で役場小会議室において第1回あっせん委員会を開催し、あっせん委員長に私が指名されました。

本件は5年前に磯分内の さんの土地を農地保有合理化事業により北海道農業公社の取得した土地を さんが借上げ、今年度公社より売り渡しを受ける案件です。

詳細については、事務局説明のとおりです。

以上報告終わります。

○会長（佐瀬日出夫君） 以上をもって番号4について事務局の説明、並びにあっせんにあられました、14番・嶋中君の報告を終わります。

これより本件に対する質疑を行います。

ご質疑ございませんか。

（「なし」の声あり）

○会長（佐瀬日出夫君） ご質疑ないものと認めます。

これより本件については採決致します。

報告のとおり承認することにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○会長（佐瀬日出夫君） ご異議ないものと認めます。

よって、番号4については報告のとおり承認されました。

以上をもって、報告第100号、内容4件は報告のとおり承認されました。

◎議案第153号

○会長（佐瀬日出夫君） 日程第7。議案第153号、現況証明願いについて、内容2件を議題と致します。

番号1を議題といたします。

事務局より内容説明させます。

振興係長若松君。

○振興係長（若松 務君） はい。

議案第153号について説明させていただきます。

現況証明願について、北海道農地法関係事務処理要領に基づき願出のあった、下記の土地の現況証明願について議決を求めるものであります。

別紙のとおり2件であります。

番号1。

土地の所在、字中チャンベツ118-2。

登記簿地目、畑。

現況、農地、採草放牧地以外。

面積、5,284㎡。

農地区分、一般民有地。

利用状況、未利用。

所有者名、申請者名共に[]さん。

調査委員氏名は、橘委員、甲斐委員、武藤委員、佐藤徳市委員。

調査年月日は、平成28年12月2日であります。

なお、調査結果につきましては甲斐委員より報告願います。

○会長（佐瀬日出夫君） 3番・甲斐君。

○3番（甲斐やす子君） 3番・甲斐です。

議案第153号、番号1について報告します。

11月29日付けで調査依頼がありまして、12月2日に調査してまいりました。

調査委員につきましては、橘委員、佐藤徳市委員、武藤委員と私と事務局からは若松係長さんで

現地調査を行っております。

現地の状況は、配布資料の1ページから2ページをご覧ください。

この土地は、立木や周辺状況を確認し30年以上前から林地であると判断できます。

現地調査の結果、農地採草放牧地以外であることを確認しました。

詳細につきましては、ただいま事務局が説明したとおりでございます。

以上で報告終わります。

○会長（佐瀬日出夫君） 以上をもって番号1について事務局の説明並びに、現地調査にあられました、3番・甲斐君の報告を終わります。

これより本件に対する質疑を行います。

ご質疑ございませんか。

（「なし」の声あり）

○会長（佐瀬日出夫君） ご質疑ないものと認めます。

これより本件については採決致します。

原案可決することにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○会長（佐瀬日出夫君） ご異議ないものと認めます。

よって、番号1については原案可決されました。

続いて番号2を議題といたします。

事務局より内容説明させます。

振興係長若松君。

○振興係長（若松 務君） はい。

番号2について説明させていただきます。

土地の所在、字上多和原野西1線64-7の内。

登記簿地目、畑。

現況、農地、採草放牧地以外。

面積は、965㎡。

農地区分は、一般民有地。

利用状況は、雑種地。

所有者名、申請者名共に、XXXXXXXXXXさん。

調査委員氏名は、甲斐委員、大泉委員、佐藤肇委員、嶋中委員。

調査年月日は、平成28年12月7日であります。

なお、調査結果につきましては佐藤肇委員より報告願います。

○会長（佐瀬日出夫君） 8番・佐藤肇君。

○8番（佐藤 肇君） 8番・佐藤です。

大泉委員が欠席しておりますので、私の方から報告させていただきます。

議案第153号、番号2について報告致します。

12月5日付けで調査依頼があり、12月7日に調査してまいりました。

調査委員につきましては、甲斐委員、大泉委員、嶋中委員、私と事務局からは若松係長で現地調査を行っております。

配布資料にございます3ページから5ページをご覧ください。

申請地の古い倉庫や周辺の状況を確認しまして、30年ほど前から農業施設用地として使用されていたと判断できます。

現地調査の結果、申請地は農地採草放牧地以外であることを確認いたしました。

詳細につきましては、事務局がただいま説明したとおりです。

以上報告終わります。

○会長（佐瀬日出夫君） 以上をもって番号2について事務局の説明並びに、現地調査にあたられました、8番・佐藤肇君の報告を終わります。

これより本件に対する質疑を行います。

ご質疑ございませんか。

（「なし」の声あり）

○会長（佐瀬日出夫君） ご質疑ないものと認めます。

これより本件については採決致します。

原案可決することにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○会長（佐瀬日出夫君） ご異議ないものと認めます。

よって、番号2については原案可決されました。

以上をもって、議案第153号内容2件は原案可決されました。

◎議案第154号

○会長（佐瀬日出夫君） 日程第8。議案第154号、農業振興地域整備計画の変更について、内容1件を議題と致します。

番号1を議題と致します。

事務局より内容説明させます。

農地係湊谷君。

○農地係（湊谷省吾君） はい。

その前に1点よろしいですか。

先ほどの高松委員からのご質問の件だったのですけれども、今よろしいですか。

はい。

先ほどの件だったんですけれども、合計12筆で面積が122,912㎡です。

価格が3,186,000円という事となっております。

ということでよろしくお願ひ致します。

議案第154号について説明させていただきます。

農業振興地域整備計画の変更について、農業振興地域の整備に関する法律施行規則第3条の2に基づき、標茶町長より意見を求められた下記の件について、意見を求めるものであります。

意見を求められた土地の表示については、別紙のとおり1件となっております。

番号1。

区分、用途区分変更。

地番、字虹別原野66線164番地2の内。

現況地目、畑。

面積、10,692.13㎡。

事業計画の名称、農業用施設建設事業。

事業主体、XXXXXXXXXX、XXXXXXXXXXさん。

事業開始、変更後。

事業の規模等、牛舎1,843㎡、パドック1,800㎡、ロール置場1,800㎡。

事業の必要性、緊急性、新たに農業用施設を整備するものであります。

他法令の許認可の見通し、農地法第5条申請中。

土地選定の理由、当該地は農業用施設の建設に営農上最適であるとともに周辺には農用地以外に代替すべき土地が無く、周辺農用地への影響も軽微なことからやむを得ず選定したものであります。

番号1につきましては、阿部委員に調査の結果について報告願います。

○会長（佐瀬日出夫君） 5番・阿部君。

○5番（阿部 康德君） 5番・阿部です。

議案第154号、番号1について報告致します。

12月9日に事務局より調査の依頼がありまして、12月15日に山本委員、鈴木委員、事務局より村山局長と湊谷主事、それと私で現地調査を行ってまいりました。

申請地は参考資料6ページから8ページに記載されていますのでご覧下さい。

この案件は、虹別で営農する■■■■さんが、農業用施設の建築をするため、農振農用地域内の農地を農地以外にすることを標茶町に申請し、その変更が妥当かどうかの意見を町より求められたものであります。

調査の結果、農業用施設の建設としては妥当な面積と判断し問題ないと思われまます。

この変更を受けようとする土地の表示及び状況、または変更しようとする面積は記載の通り確認しております。

変更しようとする内容及び目的、計画についても記載のとおり確認しております。

周辺農地へ及ぼす被害等の影響は認められず、今後も営農を続ける上で必要な施設であることから、この変更についてはやむを得ないと判断致しました。

以上で報告終わります。

○会長（佐瀬日出夫君） 以上をもって番号1について事務局の説明、並びに現地調査にあたられました5番・阿部君の報告を終わります。

これより本件に対する質疑を行います。

ご質疑ございませんか。

（「なし」の声あり）

○会長（佐瀬日出夫君） ご質疑ないものと認めます。

これより本件については採決致します。

原案可決することにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○会長（佐瀬日出夫君） ご異議ないものと認めます。

以上をもって議案第154号、内容1件は原案可決されました。

◎議案第155号

○会長（佐瀬日出夫君） 日程第9。議案第155号、農地法第3条の規定による許可申請について内容6件を議題と致します。

番号1を議題と致します。

事務局より内容説明させます。

農地係湊谷君。

○農地係（湊谷省吾君） はい。

議案第155号について説明させていただきます。

農地法第3条の規定による許可申請について、農地法第3条の規定による農地等の権利移転（設

定)の許可申請があった下記の件について、議決を求めるものであります。

許可を受けようとする土地の表示については、別紙のとおり6件となっております。

番号1。

譲渡人、XXXXXXXXXX、XXXXXXXXXXさん。

譲受人、XXXXXXXXXX、XXXXXXXXXXさん。

土地の所在、字阿歴内原野南7線154-15。

地目、登記簿、山林。

現況、畑。

面積、655㎡外6筆、合計面積160,232㎡。

契約の種類、売買。

権利移転(設定)の理由、譲渡人が相手方要望、譲受人が経営基盤安定のため。

資金調達の方法及び価格、自己資金10,000,000円。

世帯員又は構成員、譲渡人が1名、譲受人が5名となっております。

○会長(佐瀬日出夫君) 休憩致します。

湊谷君、金額ちょっと違いますか。

休憩 午前11時15分

再開 午前11時15分

○会長(佐瀬日出夫君) 休憩前に引き続き会議を開きます。

○農地係(湊谷省吾君) 訂正します。

金額1,000,000円に訂正します。

すみませんでした。

畑、採放地につきましては、譲渡人が160,232㎡、譲受人が523,629㎡となっております。

経営の状況については、省略させていただきます。

番号1につきましては、調査を武藤委員に依頼しておりますので、報告を宜しく申し上げます。

○会長(佐瀬日出夫君) 9番・武藤君。

○9番(武藤利勝君) 9番・武藤。

議案第155号、番号1について報告致します。

12月9日付けで事務局より調査依頼がありまして、12月14日に現地調査を行ってまいりました。

許可を受けようとする土地の表示及び状況は記載のとおり確認しました。

譲渡人のXXXXXXXXXXさんは、相手方の希望により農地を譲渡し、譲受人のXXXXXXXXXXさんは経営基盤安定のために今回の申請となりました。

権利を取得するXXXXXXXXXXさんは、世帯員又は所有地、経営の状況は記載のとおり確認しました。

XXXXXXXXXXさんが申請地を取得後、この農地すべてにおいて耕作を行い、農作業に常時従事するかについても、申請地に記載されたとおり確認しましたので、農地すべてについて耕作に常時従事すると認められます。

XXXXXXXXXXさんの農地所有面積は申請地を含めると合計面積が52.3町となりますので、下限面積要件は満たしています。

周辺農地への影響もなく効率的に利用されると認められます。

これらの調査の結果から、農地法第3条第2項の各要件を満たしておりますので、許可については妥当と判断致しました。

以上で報告終わります。

○会長（佐瀬日出夫君） 以上をもって番号1について事務局の説明、並びに現地調査にあたられたました9番・武藤君の報告を終わります。

これより本件に対する質疑を行います。

ご質疑ございませんか。

（「なし」の声あり）

○会長（佐瀬日出夫君） ご質疑ないものと認めます。

これより本件については採決致します。

原案可決することにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○会長（佐瀬日出夫君） ご異議ないものと認めます。

よって、番号1については原案可決されました。

続いて番号2を議題と致します。

事務局より内容説明させます。

農地係湊谷君。

○農地係（湊谷省吾君） はい。

番号2。

譲渡人、XXXXXXXXXX、XXXXXXXXXXさん。

譲受人、XXXXXXXXXX、XXXXXXXXXXさん。

土地の所在、字片無去17-2。

地目、登記簿、山林。

現況、畑。

面積、1441、130㎡外9筆、合計面積が312、904㎡。

契約の種類、売買。

権利移転（設定）の理由、譲渡人が相手方要望、譲受人が経営基盤安定のため。

資金調達の方法及び価格、自己資金10、900、000円。

世帯員、又は構成員、譲渡人が1名、譲受人が6名。

畑、採放地につきましては、譲渡人が312、904㎡、譲受人が611、789㎡、うち借入地が193、967㎡となっております。

経営の状況につきましては、省略させていただきます。

番号2につきましては、調査を武藤委員に依頼しておりますので、報告をお願い致します。

○会長（佐瀬日出夫君） 9番・武藤君。

○9番（武藤利勝君） 9番・武藤。

議案第155号、番号2について報告致します。

12月9日付けで事務局より調査依頼がありまして、12月14日に現地調査をしてまいりました。

許可を受けようとする土地の表示及び状況は記載のとおり確認しました。

譲渡人のXXXXXXXXXXさんは、すでに離農しており、相手方の要望で農地を譲渡し、譲受人のXXXXXXXXXXさんは、今まで賃貸借で借りていた土地でありまして経営基盤安定のためにということで今回の申請となりました。

権利を取得するXXXXXXXXXXさんは世帯員又は所有地及び経営地の状況は記載のとおり確認しました。

XXXXXXXXXXさんが申請地を取得後、この農地すべてについて耕作を行い、農作業に常時従事するか

についても申請書に記載されたとおり確認致しましたので、農地すべてについて耕作に常時従事すると認められます。

■■■■さんの所有面積は申請地を含めると合計面積が92.5町となりますので、下限面積要件は満たしています。

周辺農地への影響もなく効率的に利用されると認められます。

これらの調査結果から、農地法第3条第2項の各要件を満たしておりますので、許可については妥当と判断致しました。

以上報告終わります。

○会長（佐瀬日出夫君） 以上をもって番号2について事務局の説明、並びに現地調査にあたられたました9番・武藤君の報告を終わります。

これより本件に対する質疑を行います。

ご質疑ございませんか。

（「なし」の声あり）

○会長（佐瀬日出夫君） ご質疑ないものと認めます。

これより本件については採決致します。

原案可決することにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○会長（佐瀬日出夫君） ご異議ないものと認めます。

よって、番号2については原案可決されました。

続いて番号3を議題と致します。

事務局より内容説明させます。

農地係湊谷君。

○農地係（湊谷省吾君） はい。

番号3。

貸付人、■■■■、■■■■さん。

借受人、■■■■、■■■■さん。

土地の所在、字阿歴内30-2。

地目、登記簿、現況共に畑。

面積、36,108㎡外19筆、合計面積は560,458㎡。

契約の種類、使用貸借（許可日から20年）。

権利移転（設定）の理由、貸付人が長男に経営移譲をしたい、借受人が経営移譲を受け営農を引き継ぐ。

世帯員又は構成員につきましては、借受人、貸付人が同一世帯であります。

3名というふうになっております。

畑、採放地につきましては、貸付人が560,458㎡というふうになっております。

経営の状況については、省略いたします。

番号3につきましては、調査を武藤委員に依頼しておりますので、報告をお願い致します。

○会長（佐瀬日出夫君） 9番・武藤君。

○9番（武藤利勝君） 9番・武藤。

議案第155号、番号3について報告致します。

12月5日付けで事務局より調査依頼がありまして、12月14日に調査してまいりました。

許可を受けようとする土地の表示及び状況は記載のとおり確認しました。

貸主の■■■■さんは、長男の■■■■くんに経営を移譲したいということから、今回の申請となりました。

権利を設定する世帯員、所有地及び経営地の状況は記載のとおり確認しました。

家族間の経営移譲でありますので息子さんが申請地を取得後、この農地すべてについて耕作を行い、農作業に常時従事し効率的に利用することが見込めると判断致します。

息子さんの耕作する農地面積は56町強となりますので、下限面積要件は満たしています。

今回の申請地は、■■■■さんの所有地をそのまま引き継ぐということで、これまで同様に周辺農地への影響はなく効率的に利用されると認められます。

これら調査結果から、農地法第3条第2項の各要件を満たしておりますので、許可については妥当と判断致しました。

以上報告を終わります。

○会長（佐瀬日出夫君） 以上をもって番号3について事務局の説明、並びに現地調査にあたられたました9番・武藤君の報告を終わります。

これより本件に対する質疑を行います。

ご質疑ございませんか。

（「なし」の声あり）

○会長（佐瀬日出夫君） ご質疑ないものと認めます。

これより本件については採決致します。

原案可決することにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○会長（佐瀬日出夫君） ご異議ないものと認めます。

よって、番号3については原案可決されました。

続いて番号4を議題と致します。

事務局より内容説明させます。

農地係湊谷君。

○農地係（湊谷省吾君） はい。

番号4。

貸付人、■■■■、■■■■さん。

借受人、■■■■、■■■■

■■■■さん。

土地の所在、字中オソツベツ2-1。

地目、登記簿、現況共に畑。

面積、120,277㎡外4筆、合計面積は348,154㎡となっております。

契約の種類、賃貸借（許可日から10年）。

権利移転（設定）の理由、経営合理化のためとなっております。

資金調達の方法及び価格につきましては、賃貸料が年間696,000円となっております。

世帯員又は構成員、貸付人、借受人共に2名となっております。

畑、採放地につきましては、貸付人が348,154㎡となっております。

経営の状況については、省略させていただきます。

番号4につきましては、調査を澁谷委員に依頼しておりますので、報告をお願いしたいと思います。

○会長（佐瀬日出夫君） 12番・澁谷君。

○12番（澁谷 洋君） 12番・澁谷。

議案第155号、番号4について報告致します。

12月7日に事務局より調査依頼があり、12月14日に現地調査及び、

さんに聞き取り調査を行ってまいりました。

許可を受けようとする土地の表示及び状況は記載のとおり確認しました。

譲渡人の野呂 真さん、譲受人の株式会社 煌進とともに、営農合理化のための今回の申請となりました。

の労力及び農機具の所有状況、家畜の使用状況は、申請書のとおり確認しました。

が申請地を譲受けた後、この農地すべてを効率的に利用し事業を行うことについても、この農地すべてを効率的に利用すると認められます。

今回の申請は農地所有適格法人としての申請でありますので、4つの要件を満たしているかについて審査しました。

まず、形態要件は株式の譲渡制限のある株式会社ということで登記されており、問題ありません。

事業要件は、事業の内容売上の中心が農畜産物の生産となっており問題ないと考えます。

売り上げについては、次年度の農業生産法人報告書で確認することとなります。

構成員要件については、さん、さんが会社に出資する構成員となっており、いずれも150日以上農業に従事する事が計画されており要件を満たしております。

業務執行役員要件についても、構成員2名が役員であり年間60日以上農業に従事することが計画されており問題ないと判断しました。

以上、農地所有適格法人となるための4つの要件を満たしており、またの農地所有面積は、取得後の合計面積が約34.8haとなりますので、下限面積要件は満たしています。

事業の内容並びに農地の位置、規模からみて、周辺農地への影響はなく効率的に利用されると認められます。

これら農地法第3条第2項の各項の調査の結果から、許可については妥当と判断致します。

以上で報告終わります。

○会長（佐瀬日出夫君） 以上をもって番号4について事務局の説明、並びに現地調査にあられたました12番・澁谷君の報告を終わります。

これより本件に対する質疑を行います。

ご質疑ございませんか。

（「あり」の声あり）

○会長（佐瀬日出夫君） 8番・佐藤肇君。

○8番（佐藤 肇君） 8番・佐藤です。

一点、ちょっと質問したかったですけれども、の本社所在地が札幌の街中なんだけれども、差し支えなければ、事情があるのかなと思って、説明いただければと思います。

○会長（佐瀬日出夫君） 佐藤肇君、ちょっと最後の方聞こえない部分があったのもう一回お願いします。

○8番（佐藤 肇君） 差し支えなければ、本拠地が札幌になってる事情をご説明してほしいと言ったのですけれども。

○会長（佐瀬日出夫君） 12番・澁谷君。

○12番（澁谷 洋君） 12番・澁谷です。

このという会社は、もともと札幌の現在地と言いますか、さっき言われました札幌市になっております。

その[]を譲り受けるというような感じで[]さんが構成員として入って、代表になったしいであります。

以上です。

○会長（佐瀬日出夫君） 事務局長・村山君。

○事務局長（村山裕次君） 今の付けたしになるんですけれども、この会社自体きつと休眠会社ということで、登記はしてあったけれども会社自体は運営はされていない会社だったと思います。

そこに、[]さんが入って現在、代表取締役になったという経緯です。

○会長（佐瀬日出夫君） 8番・佐藤肇君。

○8番（佐藤 肇君） ということは、その会社自体、もう農業法人だということですか。一般会社なの。

○事務局長（村山裕次君） いえ違います。

今、一般会社なので適格法人になりたいということで申請が上がってきてるので、その審査を今していただいたところです。

○8番（佐藤 肇君） これからということですね。

わかりました。

○会長（佐瀬日出夫君） 他にご質疑ございませんか。

（「なし」の声あり）

ご質疑ないものと認めます。

これより本件については採決致します。

原案可決することにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○会長（佐瀬日出夫君） ご異議ないものと認めます。

よって、番号4については原案可決されました。

続いて番号5を議題と致します。

事務局より内容説明させます。

農地係湊谷君。

○農地係（湊谷省吾君） はい。

番号5。

貸付人、[]、[]さん。

借受人、[]、[]さん。

土地の所在、字虹別原野6-2。

地目、登記簿、現況共に畑。

面積、30,440㎡外29筆、合計面積が610,146㎡となっております。

契約の種類、使用貸借（許可日から20年）。

権利移転（設定）の理由、貸付人が長男に経営移譲する、借受人が経営移譲を受け営農を引き継ぐ。

世帯員又は構成員につきましては、貸付人、借受人が同一世帯でありますので、3名となっております。

畑、採放地につきましては、貸付人が610,146㎡となっております。

経営の状況につきましては、省略させていただきます。

番号5につきましては、笛木委員に調査を依頼しておりますので、報告の方をお願い致します。

○会長（佐瀬日出夫君） 7番・笛木君。

○7番（笹木眞一君） 7番・笹木。

議案第155号、番号5について報告致します。

12月5日に事務局より調査依頼があり、12月14日に現地調査を行ってまいりました。

貸主の■■■■さんは、後継者である■■■■さんに使用貸借による経営を移譲するための今回の申請となりました。

権利を設定する世帯員、所有地及び経営地の状況は記載のとおり確認してまいりました。

家族間での経営移譲でありますので、息子さんの■■■■さんが申請地を取得後、この農地すべてについて耕作を行い、農作業に常時従事し、効率的に利用することが見込めると判断致します。

■■■■さんの耕作する農地面積は61haとなりますので、下限面積要件は満たしています。

今回の申請地は、■■■■さんの所有地をそのまま引き継ぐので、これまで同様に周辺農地への影響はなく効率的に利用されると認められます。

これらの調査の結果から、農地法第3条第2項の各要件を満たしておりますので、許可については妥当と判断致します。

以上で報告終わります。

○会長（佐瀬日出夫君） 以上をもって番号5について事務局の説明、並びに現地調査にあたられたました7番・笹木君の報告を終わります。

これより本件に対する質疑を行います。

ご質疑ございませんか。

（「なし」の声あり）

○会長（佐瀬日出夫君） ご質疑ないものと認めます。

これより本件については採決致します。

原案可決することにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○会長（佐瀬日出夫君） ご異議ないものと認めます。

よって、番号5については原案可決されました。

続いて番号6を議題と致します。

事務局より内容説明させます。

農地係湊谷君。

○農地係（湊谷省吾君） はい。

番号6。

貸付人、■■■■、■■■■さん。

借受人、■■■■、■■■■さん。

土地の所在、字虹別原野47-1。

地目、登記簿、現況共に畑。

面積、18,826㎡外17筆、合計面積につきましては713,130㎡となっております。

契約の種類、使用貸借（許可日から20年）。

権利移転（設定）の理由、貸付人が長男に経営移譲したい、借受人が経営移譲を受け営農を引き継ぐ。

世帯員又は構成員につきましては、貸付人、借受人が同一世帯でありますので、同じく4名となっております。

畑、採放地につきましては、貸付人が713,130㎡となっております。

経営の状況につきましては、省略させていただきます。

番号6につきましては、調査を笛木委員に依頼しておりますので、報告をお願いしたいと思います。

○会長（佐瀬日出夫君） 7番・笛木君。

○7番（笛木眞一君） 7番・笛木。

議案第155号、番号6について報告致します。

12月5日に事務局より調査依頼があり、12月14日に現地調査を行ってまいりました。

貸主の■■■■さんは、長男の後継者である■■■■さんに使用貸借による経営移譲するための今回の申請となりました。

権利を設定する世帯員、所有地及び経営地の状況は記載のとおり確認してまいりました。

家族間での経営移譲でありますので■■■さんが申請地を取得後、この農地すべてについて耕作を行い、農作業に常時従事し効率的に利用することが見込めると判断致します。

■■■さんの耕作する農地面積は、71.3haとなりますので、下限面積要件は満たしています。

今回の申請地は、■■■■さんの所有地をそのまま引き継ぐので、これまで同様に周辺農地への影響はなく効率的に利用されると認められます。

これらの調査の結果から、農地法第3条第2項の各要件を満たしておりますので、許可については妥当と判断致します。

以上で報告終わります。

○会長（佐瀬日出夫君） 以上をもって番号6について事務局の説明、並びに現地調査にあたられたました7番・笛木君の報告を終わります。

これより本件に対する質疑を行います。

ご質疑ございませんか。

（「なし」の声あり）

○会長（佐瀬日出夫君） ご質疑ないものと認めます。

これより本件については採決致します。

原案可決することにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○会長（佐瀬日出夫君） ご異議ないものと認めます。

よって、番号6については原案可決されました。

以上をもって、議案第155号、内容6件は原案可決されました。

◎議案第156号

○会長（佐瀬日出夫君） 日程第10。議案第156号、農地法第5条の規定による許可申請について、内容1件を議題と致します。

番号1を議題と致します。

事務局より内容説明させます。

農地係湊谷君。

○農地係（湊谷省吾君） はい。

議案第156号について説明させていただきます。

農地法第5条の規定による許可申請について、農地法第5条の規定による農地等転用のための権利移転（設定）の許可申請があった下記の件について、意見を求めるものであります。

許可を受けようとする土地の表示については、別紙のとおり1件となっております。

番号1。

所有者、
転用者、

さん。

さん。

土地の所在、字虹別原野66線164-2の内。

地目、登記簿、現況共に、畑。

面積、10,962.13㎡。

農地区分、農振農用地区域内農地。

土地利用計画、農振農用地区域用途区分変更手続中。

契約内容、使用貸借。

転用目的、牛舎・パドックの建設・ロール置場。

転用計画内容、期間、許可日から永久。

牛舎1,843㎡、パドック1,800㎡、ロール置場1,800㎡。

事業費、363,785,000円。

番号1につきましては調査を阿部委員、山本委員、鈴木委員に依頼しております。

報告を阿部委員よりお願いします。

○会長（佐瀬日出夫君） 5番・阿部君。

○5番（阿部 康德君） 5番・阿部です。

議案第156号、番号1について報告致します。

12月9日に事務局より調査の依頼があり、12月16日に鈴木委員、山本委員と事務局より村山局長、湊谷主事と私で現地調査を行ってまいりました。

申請地は、参考資料6ページから8ページに記載されていますのでご覧下さい。

申請者は、貸主のさんで、借主のさんの土地について、牛舎パドック等の建設を目的とした転用のため使用貸借するものです。

この権利を取得する土地の表示及び状況、または転用しようとする面積は記載のとおり確認しています。

農地区分は、農振農用地区域内の農地と判断致します。

権利を取得する契約内容及び転用目的、転用計画については記載のとおり確認しています。

実行性、信用力については、転用に係る行為を遂行できると認められ、転用面積についても牛舎・パドック等建設には妥当な面積だと判断致します。

周辺農地へ及ぼす被害や支障等は認められません。

農振農用地区域内の農地は、原則不許可ですが、今後も営農を続ける上で必要な施設の建設であることから、この転用については問題ないものと判断いたしました。

以上で報告終わります。

○会長（佐瀬日出夫君） 以上をもって番号1について事務局の説明、並びに現地調査にあたられたました5番・阿部君の報告を終わります。

これより本件に対する質疑を行います。

ご質疑ございませんか。

（「なし」の声あり）

○会長（佐瀬日出夫君） ご質疑ないものと認めます。

これより本件については採決致します。

原案可決することにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○会長（佐瀬日出夫君） ご異議ないものと認めます。

以上をもって、議案第156号、内容1件は原案可決されました。

◎議案第157号

○会長（佐瀬日出夫君） 日程第11。議案第157号、農用地の買入協議に係る要請について、内容1件を議題といたします。

番号1を議題と致します。

事務局より内容説明させます。

農地係湊谷君。

○農地係（湊谷省吾君） はい。

議案第157号について説明させていただきます。

農用地の買入協議に係る要請について、農業経営基盤強化促進法第15条第1項の規定に基づき、所有権移転に係る利用調整申出のあった下記の農用地について、公益財団法人北海道農業公社による買入が特に必要と認められるので、同法第16条第1項の規定に基づき、標茶町長に買入協議の要請をすることについて議決を求めるものであります。

所有権移転に係る利用調整申出のあった農用地については、別紙のとおり1件となっております。番号1。

利用調整申出者、XXXXXXXXXX、XXXXXXXXXXさん。

申出年月日、平成28年11月9日。

申出に係る農用地、土地の所在、字上チャンベツ原野東2線東1-4。

地目、登記簿、現況共に畑。

面積、2,987㎡外36筆、合計面積が383,402㎡となっております。

以上です。

○会長（佐瀬日出夫君） 以上をもって番号1について事務局の説明を終わります。

これより本件に対する質疑を行います。

ご質疑ございませんか。

（「なし」の声あり）

○会長（佐瀬日出夫君） ご質疑ないものと認めます。

これより本件については採決致します。

原案可決することにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○会長（佐瀬日出夫君） ご異議ないものと認めます。

以上をもって、議案第157号、内容1件は原案可決されました。

◎議案第158号

○会長（佐瀬日出夫君） 日程第12。議案第158号、農用地利用集積計画の作成の要請について、内容17件を議題と致します。

お諮り致します。

番号1から番号8まで内容8件について審議の都合上一括議題に供したいと思っております。

これにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○会長（佐瀬日出夫君） ご異議ないものと認めます。

よって、番号1から番号8まで内容8件を一括議題と致します。

事務局より内容説明させます。

振興係長若松君。

○振興係長（若松 務君） はい。

議案第158号について説明させていただきます。

農用地利用集積計画の作成の要請について、下記の農用地利用集積計画は、農業経営基盤強化促進法第15条第4項の規定により、利用権設定等促進事業の実施が必要と認められるので、標茶町長に農用地利用集積計画の作成を要請することについて議決を求めるものであります。

作成を要請する農用地利用集積計画、別紙のとおり17件であります。

番号1。

利用権の設定等を受ける者、XXXXXXXXXXXXXXXXXXXX、XXXXXXXXXXXXさん。

利用権の設定等をする者、XXXXXXXXXXXXXXXXXXXX、XXXXXXXXXXXXさん。

土地の所在、字中チャンベツ原野南1線9-7。

地目、登記簿、牧場。

現況、採放地。

面積、13,410㎡外1筆、合計の面積が19,575㎡です。

利用権設定等の種類は、所有権の移転。

利用権設定等の内容は、普通畑及び採放地。

成立する法律関係は、売買。

所有権移転の時期につきましては、平成28年12月28日

対価の支払期限は、平成29年1月31日。

土地の引渡時期については、対価の支払日。

価格は、39,000円。

支払方法は、指定口座振込みとなっております。

なお、番号2から番号6まで、利用権設定等の種類、成立する法律関係、所有権移転の時期、土地の引渡時期、支払方法につきまして番号1と同じでありますので説明を省略させていただきます。

なお、すべてあっせん案件でありますので、改めての現地調査はしておりません。

番号2。

利用権の設定等を受ける者、XXXXXXXXXXXXXXXXXXXX、XXXXXXXXXXXXさん。

利用権の設定等をする者、XXXXXXXXXXXXXXXXXXXX、XXXXXXXXXXXXさん。

土地の所在、字中チャンベツ原野488-1。

地目、登記簿、現況共に畑。

面積、11,026㎡外3筆、合計の面積が55,753㎡。

利用権設定等の内容は、普通畑。

対価の支払期限は、平成29年1月31日。

金額は、3,210,000円であります。

番号3。

利用権の設定等を受ける者、XXXXXXXXXXXXXXXXXXXX、XXXXXXXXXXXXさん。

利用権の設定等をする者、XXXXXXXXXXXXXXXXXXXX、XXXXXXXXXXXXさん。

土地の所在、字チャンベツ19-27。

地目、登記簿、原野。

現況、畑。

面積は、90,945㎡外8筆、合計の面積は182,778㎡です。

利用権設定等の内容は、普通畑。

対価の支払期限は、平成29年2月28日。

価格は、1,684,000円となっております。

番号4。

利用権の設定等を受ける者、
さん。

利用権の設定等をする者、
さん。

土地の所在、字オソツベツ110-8。

地目、登記簿、現況共に畑。

面積、151㎡外3筆、合計の面積が163,369㎡。

利用権設定等の内容は、普通畑及び採放地。

対価の支払期限は、平成29年2月14日。

価格につきましては、7,966,000円となっております。

番号5。

利用権の設定等を受ける者、
さん。

利用権の設定等をする者、
さん

土地の所在、字オソツベツ38-9。

地目、登記簿、現況共に畑。

面積は、13,843㎡外21筆、合計の面積が682,774㎡。

利用権設定等の内容は、普通畑。

対価の支払期限は、平成29年2月14日。

価格につきましては、21,583,000円となっております。

番号6。

利用権の設定等を受ける者、
さん。

利用権の設定等をする者、
さん

土地の所在、字熊牛原野18線東28。

地目、登記簿、牧場。

現況、採放地。

面積、48,924㎡。

利用権設定等の内容は、普通畑。

対価の支払期限、平成29年2月28日。

価格については、881,000円となっております。

番号7。

利用権の設定等を受ける者、
さん。

利用権の設定等をする者、
さん。

土地の所在、字虹別原野270-1。

地目、登記簿、現況共に、畑。

面積は、49,333㎡。

利用権設定等の種類は、利用権の移転。

利用権設定等の内容は、普通畑。

成立する法律関係は、賃貸借。

利用権の期間につきましては、平成28年12月28日から平成36年9月2日まで。

土地の引渡時期は、平成28年12月28日。

金額は、年間94,957円。

支払方法は、毎年12月10日までに指定口座振込みとなっております。

なお、旧賃借人[]さんとなっておりますが、番号7、番号8につきましては経営移譲における賃借人の変更となっております。

保有合理化の案件でありますので、改めての現地調査は行っておりません。

なお、番号8につきましては、利用権の設定等する者、利用権設定等の種類、成立する法律関係、土地の引渡時期、支払方法につきまして番号7と同じでありますので、説明を省略させていただきます。

番号8。

利用権の設定等を受ける者、[]、[]さん。

土地の所在、字オソツベツ433-1。

地目、登記簿、現況共に、畑。

面積、118,067㎡外8筆、合計の面積は424,491㎡。

利用権設定等の内容は、普通畑及び採放地。

利用権の期間は、平成28年12月28日から平成35年12月26日まで。

金額につきましては、年間249,617円。

旧賃借人につきましては、[]さんとなっております。

以上です。

○会長（佐瀬日出夫君） 以上をもって番号1から番号8まで内容8件について事務局の説明を終わります。

これより本件に対する質疑を行います。

ご質疑ございませんか。

（「なし」の声あり）

○会長（佐瀬日出夫君） ご質疑ないものと認めます。

これより本件については採決致します。

原案可決することにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○会長（佐瀬日出夫君） ご異議ないものと認めます。

よって、番号1から番号8まで内容8件について原案可決されました。

お諮り致します。

番号9から番号11まで内容3件について審議の都合上一括議題に供したいと思っております。

これにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○会長（佐瀬日出夫君） ご異議ないものと認めます。

よって、番号9から番号11まで内容3件を一括議題と致します。

事務局より内容説明させます。

振興係長若松君。

○振興係長（若松 務君） はい。

番号9について説明させていただきます。

利用権の設定等を受ける者、[redacted]、[redacted]さん。

利用権の設定等をする者、[redacted]、[redacted]さん。

土地の所在、字虹別原野59-1。

地目、登記簿、現況共に畑。

面積は、48,657㎡。

利用権設定等の種類は、賃借権の設定。

利用権設定等の内容は、普通畑。

成立する法律関係は、賃貸借。

利用権の期間は、平成28年12月28日から平成38年12月27日まで。

土地の引渡時期は、平成28年12月28日。

金額につきましては、年間150,836円。

支払方法は、毎年10月末日までに指定口座振込みとなっております。

なお番号10、番号11につきまして、利用権の設定等を受ける者、利用権設定等の種類、利用権設定等の内容、成立する法律関係、土地の引渡時期が番号9と同じでありますので、説明を省略させていただきます。

番号10。

利用権の設定等をする者、[redacted]、[redacted]さん。

土地の所在、字虹別388-1。

地目、登記簿、現況共に畑。

面積、48,948㎡。

利用権の期間は、平成28年12月28日から平成33年12月27日まで。

金額は、年間151,738円。

支払方法は、毎年10月末日までに指定口座振込みとなっております。

番号11。

利用権の設定等をする者、[redacted]、[redacted]さん。

土地の所在、字虹別原野61線136-1。

地目、登記簿、現況共に畑。

面積、35,783㎡外6筆、合計の面積は98,652㎡。

利用権の期間は、平成28年12月28日から平成38年12月27日まで。

金額につきましては、年間205,000円。

支払方法は、毎年11月末日までに指定口座振込みとなっております。

なお番号9から番号11につきましては、笛木委員に現地調査を依頼しておりますので、調査結果について報告願います。

○会長（佐瀬日出夫君） 7番・笛木君。

○7番（笛木眞一君） 7番・笛木。

議案第158号番号9、10、11について報告致します。

12月12日に事務局より調査の依頼があり、12月14日に調査確認をしております。

利用権設定等の農地につきましては、経営移譲に伴う新規の賃貸契約であり、記載のとおり確認しております。

貸主の[redacted]さん、[redacted]さん、[redacted]さんは相手方の要望により農地を賃貸するものです。

借主の[]さんは、農地を借受け粗飼料の確保を図るということです。

この賃貸契約については、借受者は認定農業者となっており、農用地の全てを効率的に利用して耕作を行い、農作業に常時従事すると認められます。

従って、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たし適格であると判断致しました。詳細につきましては、事務局の説明のとおりです。

以上報告終わります。

○会長（佐瀬日出夫君） 以上をもって番号9から番号11まで内容3件について事務局の説明、並びに現地調査にあたられました7番・笛木君の報告を終わります。

これより本件に対する質疑を行います。

ご質疑ございませんか。

（「なし」の声あり）

○会長（佐瀬日出夫君） ご質疑ないものと認めます。

これより本件については採決致します。

原案可決することにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○会長（佐瀬日出夫君） ご異議ないものと認めます。

よって、番号9から番号11まで内容3件については原案可決されました。

お諮り致します。

番号12から番号13まで内容2件について審議の都合上一括議題に供したいと思えます。

これにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○会長（佐瀬日出夫君） ご異議ないものと認めます。

よって、番号12から番号13まで内容2件を一括議題と致します。

事務局より内容説明させます。

振興係長若松君。

○振興係長（若松 務君） はい。

番号12について説明させていただきます。

利用権の設定等を受ける者、[]、[]さん。

利用権の設定等をする者、[]、[]さん。

土地の所在、字虹別原野412-1。

地目、登記簿、現況共に、畑。

面積、32,802㎡外2筆、合計の面積は59,779㎡。

利用権設定等の種類は、賃借権の設定。

利用権設定等の内容は、普通畑。

成立する法律関係は、賃貸借。

利用権の期間は、平成28年12月28日から平成38年12月27日まで。

土地の引渡時期は、平成28年12月28日。

金額は、年間185,314円。

支払方法については、毎年11月末日までに指定口座振込みとなっております。

なお、番号13につきまして、利用権の設定等を受ける者、利用権設定等の種類、利用権設定等の内容、成立する法律関係、利用権の期間、支払方法につきまして、番号12と同じですので、説明を省略させていただきます。

番号13について説明させていただきます。

利用権の設定等をする者、[REDACTED]、[REDACTED]さん。

土地の所在は、字虹別原野706-1の内。

地目、登記簿、現況共に、畑。

面積は、80,000m²。

金額は、年間248,000円となっております。

なお番号12、13につきましては、笛木委員に現地調査を依頼しておりますので、調査結果について報告をお願いします。

○会長（佐瀬日出夫君） 7番・笛木君。

○7番（笛木眞一君） 7番・笛木。

議案第158号、番号12、13について報告致します。

12月12日に事務局より調査の依頼があり、12月14日に確認調査を行ってまいりました。

利用権設定等の農地については、経営移譲に伴う新規の賃貸契約であり、記載のとおり確認しております。

貸主の[REDACTED]さん、[REDACTED]さんは、相手方の要望により農地を賃貸するものです。

借主の[REDACTED]さんは、農地を借受け粗飼料の確保を図るということです。

この賃貸契約については、借受者は認定農業者となっており、農用地の全てを効率的に利用して耕作を行い、農作業に常時従事すると認められます。

従って、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たし適格であると判断致します。

詳細につきましては、事務局説明のとおりです。

以上報告終わります。

○会長（佐瀬日出夫君） 以上をもって番号12から番号13まで内容2件について事務局の説明、並びに現地調査にあたられました7番・笛木君の報告を終わります。

これより本件に対する質疑を行います。

ご質疑ございませんか。

（「なし」の声あり）

○会長（佐瀬日出夫君） ご質疑ないものと認めます。

これより本件については採決致します。

原案可決することにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○会長（佐瀬日出夫君） ご異議ないものと認めます。

よって、番号12から番号13まで内容2件については原案可決されました。

続いて番号14を議題と致します。

事務局より内容説明させます。

振興係長若松君。

○振興係長（若松 務君） はい。

番号14について説明させていただきます。

利用権の設定等を受ける者、[REDACTED]、[REDACTED]さん。

利用権の設定等をする者、[REDACTED]、[REDACTED]さん。

土地の所在、字虹別原野540。

地目、登記簿、現況共に、畑。

面積は、418m²。

利用権設定等の種類は、使用貸借権の設定。

利用権設定等の内容は、普通畑。

成立する法律関係は、使用貸借。

利用権の期間は、平成28年12月28日から平成53年11月24日まで。

土地の引渡時期は、平成28年12月28日。

金額は、無償。

支払方法は、ありません。

なお番号14につきましては、阿部委員に現地調査を依頼しておりますので、調査結果について報告願います。

○会長（佐瀬日出夫君） 5番・阿部君。

○5番（阿部康德君） 5番・阿部です。

議案第158号、番号14について報告致します。

12月12日付けで調査依頼がありまして、12月15日に調査してまいりました。

利用権設定等の農地については、新規の使用貸借契約で、記載のとおり確認しております。

貸主の[]さんは、相手方要望により、これは親子間で農地を使用貸借するものです。

借主の[]さんは、農地を借受け規模を拡大、又は粗飼料確保を図るということでした。

この使用貸借契約については、借受者は認定農業者となっており、農用地の全てを効率的に利用して耕作を行い、農作業に常時従事すると認められます。

従って、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たし適格であると判断致しました。

詳細につきましては事務局説明のとおりです。

以上報告終わります。

○会長（佐瀬日出夫君） 以上をもって番号14について事務局の説明、並びに現地調査にあたられました5番・阿部君の報告を終わります。

これより本件に対する質疑を行います。

ご質疑ございませんか。

（「なし」の声あり）

○会長（佐瀬日出夫君） ご質疑ないものと認めます。

これより本件については採決致します。

原案可決することにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○会長（佐瀬日出夫君） ご異議ないものと認めます。

よって、番号14については原案可決されました。

続いて番号15を議題と致します。

事務局より内容説明させます。

振興係長若松君。

○振興係長（若松 務君） はい。

番号15について説明させていただきます。

利用権の設定等を受ける者、[]、[]さん。

利用権の設定等をする者、[]、[]さん。

土地の所在、字上オソツベツ原野101-1の内。

地目、登記簿、現況共に畑。

面積は、16,581㎡外5筆、合計の面積は103,222㎡。

利用権設定等の種類は、賃借権の設定。

利用権設定等の内容は、普通畑。

成立する法律関係は、賃貸借。

利用権の期間は、平成29年1月1日から平成38年12月31日まで。

土地の引渡時期は、平成29年1月1日。

金額は、年間103,000円。

支払方法は、毎年12月末日までに指定口座振込みとなっております。

なお番号15につきましては、澁谷委員に現地調査を依頼しておりますので、調査結果について報告願います。

○会長（佐瀬日出夫君） 12番・澁谷君。

○12番（澁谷 洋君） 12番・澁谷。

議案第158号、番号15について報告致します。

12月12日付けで調査依頼がありまして、12月14日に調査してまいりました。

利用権設定等の農地については、継続の賃貸契約であり、記載のとおり確認しております。

貸主の■■■■さんは、休農中でありまして農地を賃貸するものです。

借主の■■■■さんは、農地を借受け経営規模拡大、あるいは粗飼料の確保を図るということでした。

この賃貸契約については、借受者は認定農業者となっており、農用地の全てを効率的に利用し耕作を行い、農作業に常時従事すると認められます。

従って、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たし適格であると判断致しました。

詳細につきましては事務局説明のとおりです。

以上で報告終わります。

○会長（佐瀬日出夫君） 以上をもって番号15について事務局の説明、並びに現地調査にあたられました12番・澁谷君の報告を終わります。

これより本件に対する質疑を行います。

ご質疑ございませんか。

（「なし」の声あり）

○会長（佐瀬日出夫君） ご質疑ないものと認めます。

これより本件については採決致します。

原案可決することにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○会長（佐瀬日出夫君） ご異議ないものと認めます。

よって、番号15については原案可決されました。

お諮り致します。

番号16から番号17まで内容2件について審議の都合上一括議題に供したいと思います。

これにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○会長（佐瀬日出夫君） ご異議ないものと認めます。

よって、番号16から番号17まで内容2件を一括議題と致します。

事務局より内容説明させます。

振興係長若松君。

○振興係長（若松 務君） はい。

番号16について説明させていただきます。

利用権の設定等を受ける者、[redacted]、[redacted]さん他[redacted]名。

利用権の設定等をする者、[redacted]、[redacted]さん。

土地の所在、字中チャンベツ原野 6 3 8 - 5 の内。

地目、登記簿、畑。

現況、採放地。

面積は、6 1, 2 9 6 m²となっております。

利用権設定等の種類は、使用貸借権の設定。

利用権設定等の内容は、採放地。

成立する法律関係は、使用貸借。

利用権の期間は、平成 2 8 年 1 2 月 2 8 日から平成 3 8 年 1 2 月 2 7 日まで。

土地の引渡時期は、平成 2 8 年 1 2 月 2 8 日。

金額は、無償。

支払方法はあります。

なお番号 1 7 につきまして、利用権の設定等する者、利用権設定等の種類、利用権設定等の内容、成立する法律関係、利用権の期間、金額、支払方法につきまして、番号 1 6 と同じですので説明を省略させていただきます。

番号 1 7。

利用権の設定等を受ける者、[redacted]、[redacted]さん他[redacted]名。

土地の所在、字チャンベツ 1 2 3 - 1 の内。

地目、登記簿、牧場。

現況、採放地。

面積は、9 7 8, 9 4 8 m²外 3 筆、合計の面積は 1, 1 6 0, 4 1 2 m²となっております。

なお番号 1 6、1 7 につきましては、佐藤徳市委員に現地調査を依頼しておりますので、調査結果について報告願います。

○会長（佐瀬日出夫君） 1 1 番・佐藤徳市君。

○1 1 番（佐藤徳市君） 1 1 番・佐藤。

議案第 1 5 8 号、番号 1 6、1 7 について報告致します。

1 2 月 1 2 日付けで調査依頼がありまして、1 2 月 1 5 日に調査をしてまいりました。

利用権設定等の農地については、継続の使用貸借契約であり、記載のとおり確認しております。

貸主の[redacted]さんは、町有地を利用して公共牧野を運営し地域の産業に貢献するために農地を使用貸借するものです。

借主の[redacted]さんを代表とする他[redacted]名と、[redacted]さんを代表とする他[redacted]名の牧野は、農地を借受け公共牧野の運営を図るということでした。

この使用貸借契約については、借受者はすべて認定農業者となっており、農用地の全てを効率的に利用し牧野を運営するということでした。

従って、農業経営基盤強化促進法第 1 8 条第 3 項の各要件を満たし適格であると判断致しました。

詳細につきましては事務局説明のとおりです。

以上報告終わります。

○会長（佐瀬日出夫君） 以上をもって番号 1 6 から番号 1 7 まで内容 2 件について事務局の説明、並びに現地調査にあたられました 1 1 番・佐藤徳市君の報告を終わります。

これより本件に対する質疑を行います。

ご質疑ございませんか。

(「なし」の声あり)

○会長（佐瀬日出夫君） ご質疑ないものと認めます。

これより本件については採決致します。

原案可決することにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○会長（佐瀬日出夫君） ご異議ないものと認めます。

よって、番号16から番号17まで内容2件については原案可決されました。

以上をもって、議案第158号、内容17件は原案可決されました

◎閉議の宣告

○会長（佐瀬日出夫君） これをもちまして、第33回標茶町農業委員会総会に付議されました案件の審議は、全部終了致しました。

◎閉会の宣告

○会長（佐瀬日出夫君） 第33回標茶町農業委員会総会を閉会致します。

ありがとうございました。

(午前12時16分閉会)